

基準緩和自動車の認定要領一部改正後に関するご案内

令和4年4月1日から、基準緩和自動車の認定要領が一部改正されます。

この改正により運送事業者の業務負担軽減に繋がる反面、重大な違反・事故があった場合は、認定の効力が失効いたしますので、ご注意ください。

(1) 継続緩和申請の期限の改定

●該当条件（Gマーク：安全性優良事業所認定の事業所で、継続緩和申請する自動車）

現行	改正後	概要
新規：2年 初回継続：3年 2回目以降：4年	新規：2年 継続：無期限	<ul style="list-style-type: none"> ・重大事故・違反が発覚した場合、認定失効。 ・失効後は遅滞なく「新規緩和」の申請が必要。 ・該当する事業所の車両全てが対象（認定・失効） ※失効事業者は、運輸局がトラック協会からも情報提供を求める。

●未該当（Gマーク未取得の事業所）

現行	改正後	概要
新規：2年 継続：2年	新規：2年 継続：4年	<ul style="list-style-type: none"> ・Gマーク認定後は、該当条件参照。

(2) 新規緩和及び継続緩和申請書面の見直し・簡素化

- ・全国運輸局にて、申請様式を統一化（※別紙、新旧対照表ご参照）
- ・新規・継続ともに、4/1からの申請分に対して適用されます。
- ・改定後の書式は令和4年4月1日以降から適用になりますが「猶予期間」がございます。提出書類（※添付資料含む）は管轄局にて異なりますので、ご確認をお願い致します。

(3) Gマーク（安全性優良事業所認定）失効及び返納後の「新規基準緩和申請」作成及び申請

- ・弊社では取扱いを行っておりませんので、お客様又は行政書士にてご対応下さい。

(4) 風力発電設備等を輸送する自動車の特例

- ・風力発電設備を構成する単体物品を輸送するものにあつては、申請により車両総重量等当該自動車の性能の最大値で認定が可能になりました。
（※ポール・トレーラにあつては、長さ含む）